



彼岸花

# 花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士  
経営コンサルタント

安蒜俊雄

〒271-0046  
松戸市西馬橋蔵元町93  
Phone : 047(341)8811  
Fax : 047(341)8080

9月

(長月) SEPTEMBER

16日・敬老の日  
22日・秋分の日  
23日・振替休日

日	8	22
月	9	23
火	10	24
水	11	25
木	12	26
金	13	27
土	14	28
日	15	29
月	2	16 30
火	3	17
水	4	18
木	5	19
金	6	20
土	7	21

## 9月の税務と労務

国 税／8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税／7月決算法人の確定申告(法

人税・消費税等) 9月30日

国 税／1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税／10月、1月、4月決算法人

の消費税等の中間申告(年

3回の場合) 9月30日



## ワンポイント 代表取締役等住所非表示措置

登記事項証明書等における会社の代表取締役等の住所表示を、市区町村までとすることができる措置。プライバシー保護のため令和6年10月から開始します。設立登記の際などに手続きが行えますが、登記情報で代表者の住所を証明できず、金融機関の融資等で不都合が生じる可能性があり、慎重な検討が必要です。

# 令和6年度税制改正

## 交際費等

～交際費等から除かれる飲食費の金額基準が大幅に引上げ～

交際費等のうち飲食費について、令和6年度税制改正で取り扱いが変わりましたので、改正された内容について取り上げます。

なお今回の改正で、交際費等の損金不算入制度については、令和9年3月31日まで適用期限が延長されました。

### 交際費等とは

法人が、得意先や仕入先など事業に関係のある者に対して接待、供應、慰安、贈答などをするために出す費用を、交際費等といいます。接待費や機密費などの名目であっても、交際費等に含まれます。

一方、【表1】に示すように、専ら従業員の慰安のために行われる旅行などの費用や、カレンダーなどの物品を贈与するための費用、会議の際に飲食物を供与するための費用は、通常要するものである限り、交際費等から除かれます。また、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から、一人当たり5千円以下の飲食費についても、交際費等から除かれることになりました。

### 飲食費の特例

一人当たり5千円以下の飲食費が交際費等から除かれる規定を適用するためには、

### 令和6年度税制改正

令和6年度税制改正で、交際費等から除かれる飲食費の金額基準が、一人当たり5千円以下から一人当たり1万円以下に引き上げられました。

この改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。



名を記載する必要がありますが、参加者の一部が不明の場合や参加者が多数の場合には、「○○会社・□□部・△△◇◇（氏名）部長他10名」などの記載であつても差し支えありません。

この規定は、一人当たりの金額が5千円以下の費用それ自体が対象となりますので、一人当たり5千円を超える飲食費について、その飲食費のうち5千円を超える部分だけを交際費等にし、5千円以下の部分を交際費等から除外する経理処理は、認められません。

### 交際費等の損金不算入額

資本金又は出資金（以下「資本金」）が1億円以下の法人について、交際費等の損金不算入

要があります。なお、この飲食費からは、自社の役員や従業員などの接待等のために支出するものが記載された書類を保存する必要があります。

額は、次のいずれかの金額とすることができます。

① 支出交際費等一年間 800 万円

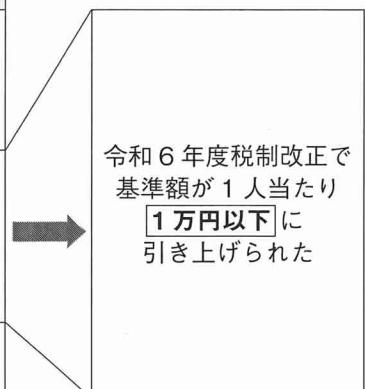
② 支出交際費等 - 接待飲食費の 50%

ここで支出交際費等とは、その事業年度において支出する交際費等の額をいいます。また接待飲食費は、一人当たり 5 千円（令和 6 年 4 月 1 日以後は 1 万円）を超える飲食費で、法人がその事業年度に支出した金額の合計額のことです。

なお、資本金が 5 億円以上の法人の 100% 子法人や、資本金が 1 億円超 100 億円以下の法人は、前記②「支出交際費等 - 接待飲食費の 50%」の金額が損金不算入額になります。資本金が 100 億円を超える法人は、支出交際費等の全額が損金不算入額になります。**【表 2】**  
参考

表 1 交際費等から除かれる費用

内容	備考 <sup>*1</sup>
専ら従業員の慰安のために行われる旅行等のために通常要する費用 (取引先に対する接待、供応、慰安などのための旅行は、交際費等に該当)	福利厚生費
飲食などのために要する費用 <sup>*2</sup> で、支出金額が 1 人当たり 5,000 円以下のもの (得意先との旅行・観劇等の途中で行う飲食代は、飲食のみの接待ではないため旅行費用等に含まれて、その全額が交際費等に該当)	書類保存要件あり
カレンダーや手帳などの物品を贈与するために通常要する費用	広告宣伝費
会議に関連して、茶菓や弁当などの飲食物を供与するために通常要する費用	会議費
出版物や放送番組を編集するために行われる座談会など、記事の収集や放送のための取材に通常要する費用	取材費



令和 6 年度税制改正で基準額が 1 人当たり 1 万円以下に引き上げられた

\*1 備考欄の勘定科目は、一般的に使用されるものを表記しており、この科目的使用が強制されるものではありません。

\*2 専らその法人の役員・従業員・これらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。

表 2 交際費等の損金不算入額の計算方法

法人の区分	損金不算入額
中小法人 <sup>(注)</sup> (資本金 1 億円以下の法人)	次のいずれかの金額を選択することができる ① 支出交際費等一年 800 万円 ② 支出交際費等 - 接待飲食費の 50%
中小法人以外のうち 資本金 100 億円以下の法人	支出交際費等 - 接待飲食費の 50%
中小法人以外のうち 資本金 100 億円超の法人	支出交際費等

(注) 資本金 5 億円以上の法人の 100% 子法人等は、①は適用できません。

# 税金クイズ

我が国最初の個人所得の申告において、最高税率の第1等（3万円以上）申告者は全国で60名でした。申告額第1位は誰だったでしょう？

①岩崎久弥（三菱財閥第3代社長）  
②毛利元徳（旧山口藩主）  
③渋沢栄一（近代日本経済の父）

## 【解説】

我が国最初の所得税の申告は、明治20年7月に行われました。納税者の総数は12万人弱、府県別ランキングの第1位は東京府で、その半分以上は、旧大名や公家などの華族が占めており、上位には毛利元徳（旧山口藩主）や前田利嗣（旧金沢藩主）、細川護久（旧熊本藩主）などいました。これらの旧大名を抑えて第1位となったのが岩崎久弥で、第2位は岩崎弥之助でした。

三菱財閥の基礎を築いた岩崎弥太郎は明治18年に没し、弟の弥之助が第2代社長となります。そして明治26年の三菱合資会社の発足にともない、弥太郎の長男である久弥が第3代社長に就任します。

久弥は岩崎弥太郎の継承者ですので、申告額は約70万円に上っています。弥之助の申告額は約25万円ですが、第3位の毛利元徳が17万円台ですから、岩崎家の2名の申告額が、いかに桁外れの額であったかがわかります。あの渋沢栄一ですら、10万円弱の申告額でした。

当時の三菱は、西南戦争の軍事輸送をはじめとする海運業をもとに、高島炭坑の買収、造船業や銀行業などへの多角化を進めている時期にあたります。丸の内の陸軍用地の払い下げを受けるのは明治23年ですから、まだまだ発展途上期の申告額であるといえます。

————— 正解は、①岩崎久弥でした。  
(出典：税務大学校税務情報センター)

不動産の貸付けが  
赤字になつたとき

不動産貸付を始めたばかりの頃は、空室の期間があつたり、初期の必要経費がかかつたり赤字になることがあります。これを「損益通算」といいます。白字の赤字は、給与所得など他の所得と相殺することができます。ただし、不動産所得の赤字のうち、例えば次に掲げる赤字の

円) 損益通算される金額は20万円で赤字が100万円の場合子80万円を必要経費に算入し土地等の取得に係る借入金の利子に相当する金額(例..利

## KEY WORD 免税事業者でも 簡易課税制度は生きている

簡易課税制度は、売上に係る消費税額から、それにみなし仕入率をかけて算出した金額（仕入控除税額）を控除して納税額を計算します。したがって、この制度を選択すれば、売上に係る消費税額に基づき容易に納税額を算出できるので、事務作業が簡単になり、また納税額を想定しやすくなります。一方で、還付が受けられず、原則課税より納税額が増える場合もあります。

ところで、簡易課税制度を選択していた事業者が、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となって免税事業者となり、その後何年かして基準期間における課税売上高が1,000万円を超えて課税事業者となつたときは、再び簡易課税制度が適用されるので注意が必要です。もし、原則課税で申告したい場合は、その課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しなければなりません。